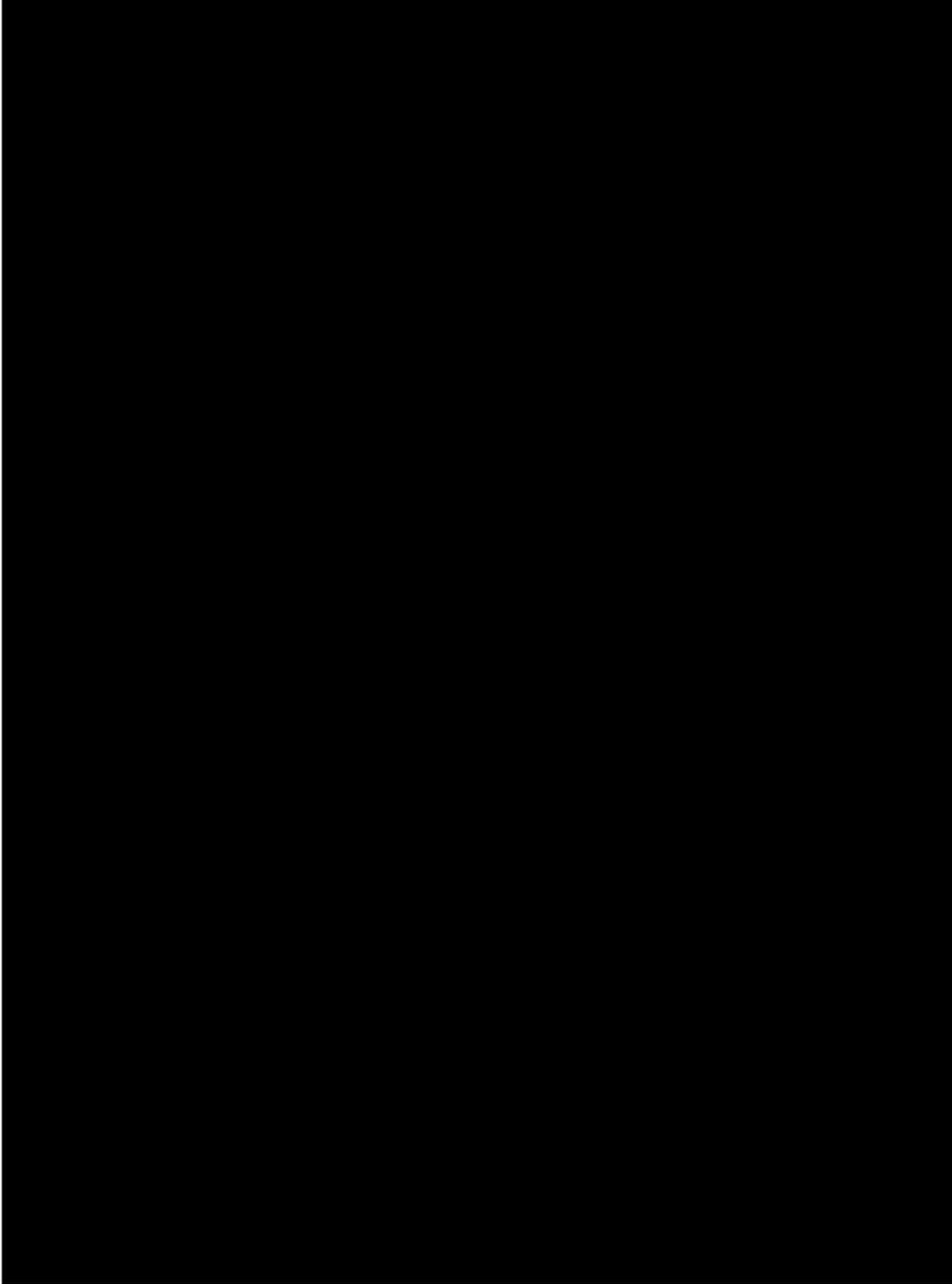
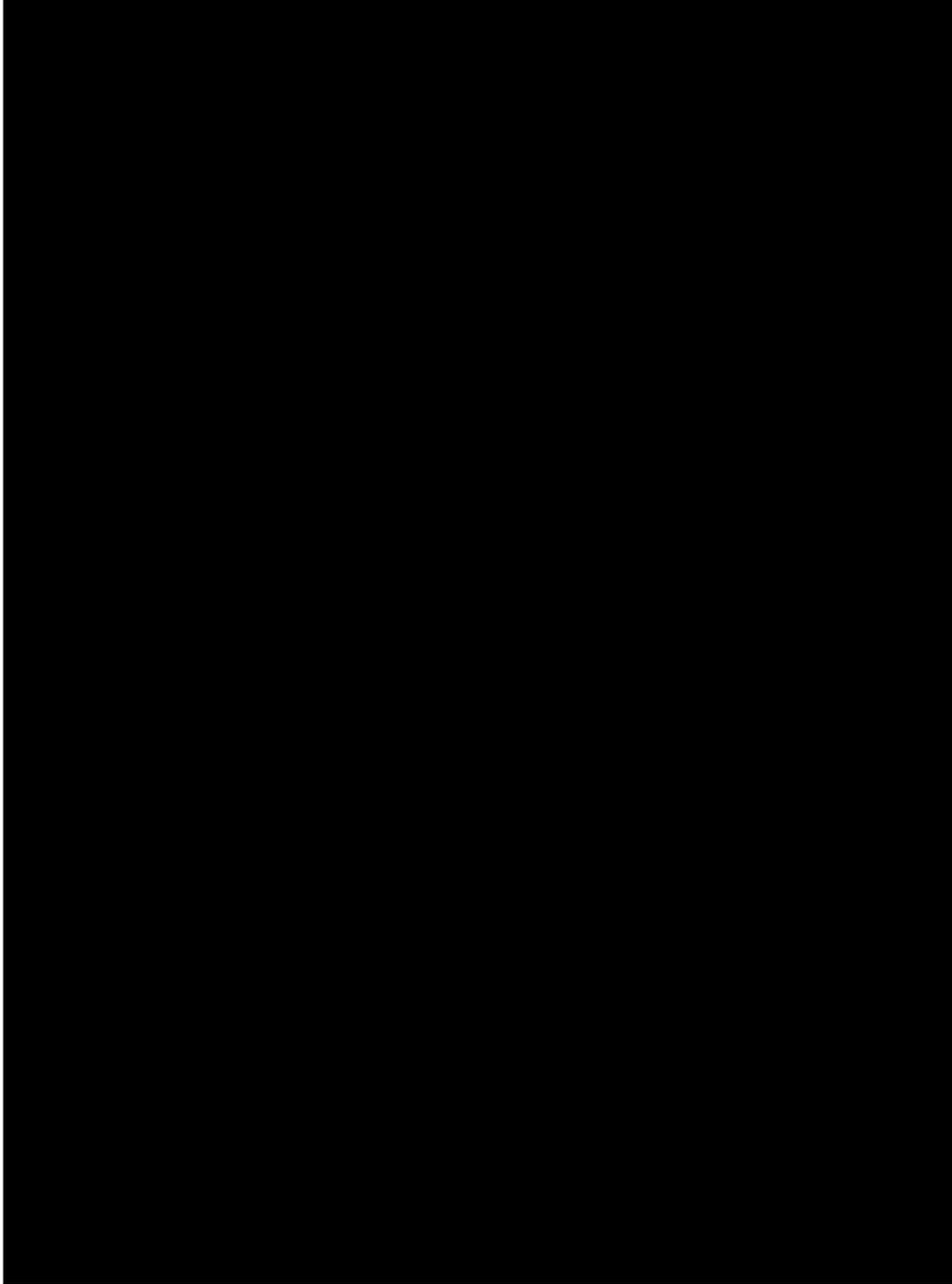


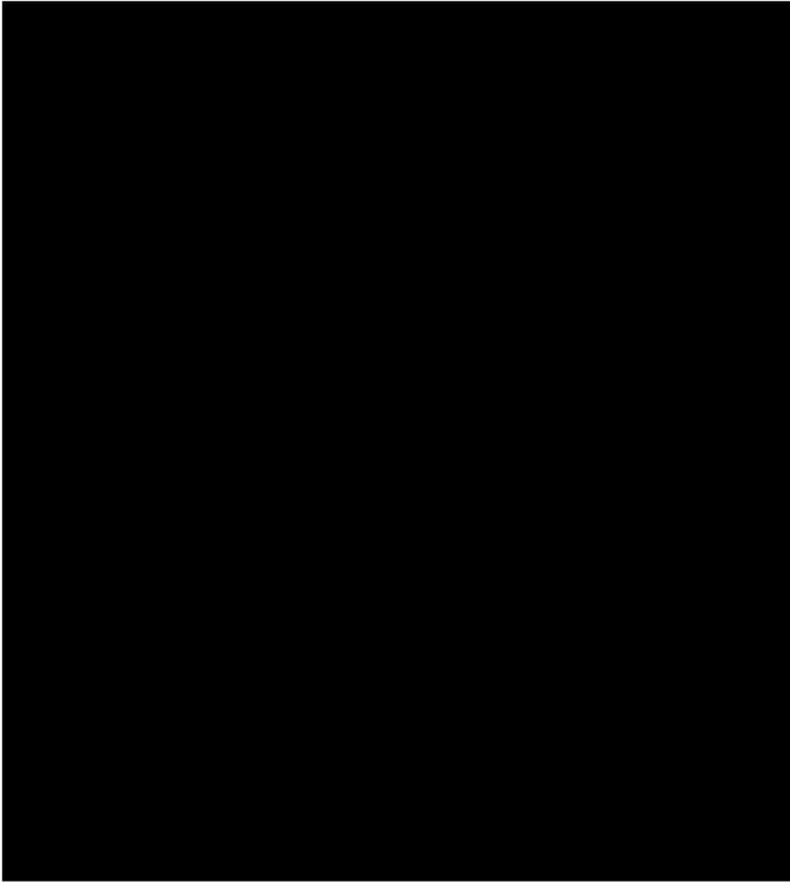
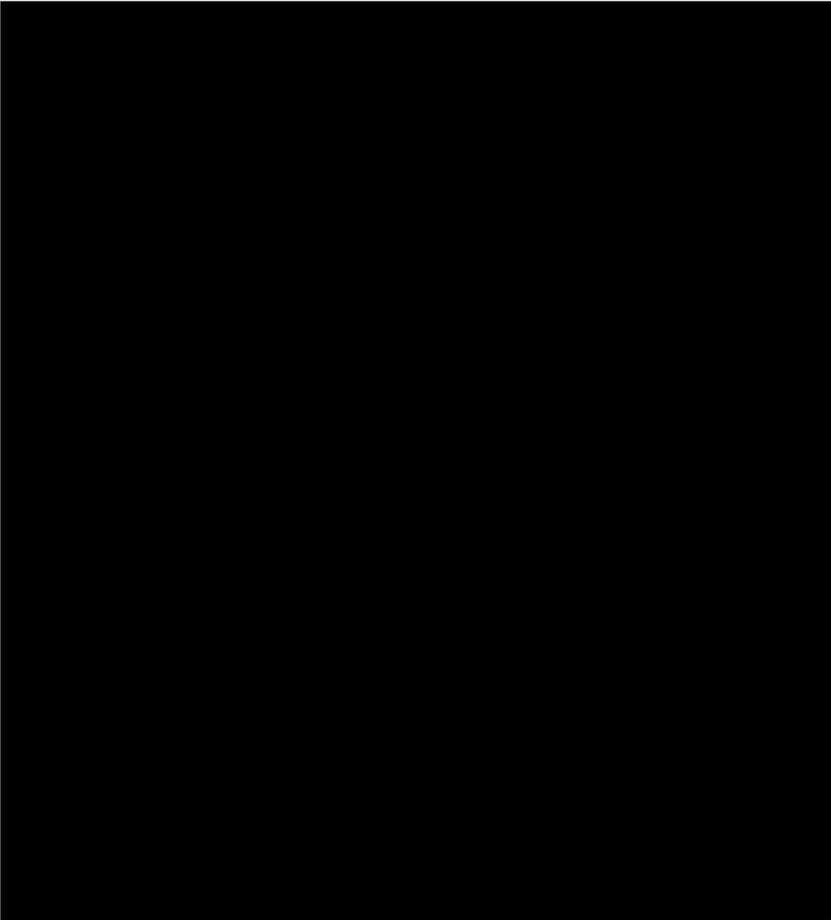
島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考																		
<p>(記録) 第119条 各課長および当直長は、表119-1のうち、1.および2.については保存し、その他については、適正*に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表119-2</p>	<p>(記録) 第119条 各課長および当直長は、表119-1のうち、1.および2.については保存し、その他については、適正*に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表119-2</p>	<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴う、記載の適正化</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 548 753 583">記録（実用炉規則第37条に基づく記録）</th> <th data-bbox="753 548 970 583">記録すべき場合</th> <th data-bbox="970 548 1397 583">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 583 753 846"> 1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="753 583 970 846">検査の都度</td> <td data-bbox="970 583 1397 846">検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 846 753 1052"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="753 846 970 1052">検査の都度</td> <td data-bbox="970 846 1397 1052">当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第37条に基づく記録）		記録すべき場合	保存期間	1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1397 548 2030 583">記録（実用炉規則第37条に基づく記録）</th> <th data-bbox="2030 548 2246 583">記録すべき場合</th> <th data-bbox="2246 548 2668 583">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1397 583 2030 846"> 1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 </td> <td data-bbox="2030 583 2246 846">検査の都度</td> <td data-bbox="2246 583 2668 846">検査に係る原子炉容器等の存続する期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1397 846 2030 1052"> (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項 </td> <td data-bbox="2030 846 2246 1052">検査の都度</td> <td data-bbox="2246 846 2668 1052">当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間	1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	記録すべき場合		保存期間																	
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間																		
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第七項の通知を受けるまでの期間																		
記録（実用炉規則第37条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間																		
1. 溶接事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査に係る原子炉容器等の存続する期間																		
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の法第四十三条の三の十三第六項の通知を受けるまでの期間																		

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="121 197 397 233">添付2 (管理区域図)</p> <p data-bbox="1228 264 1368 300">(従前の例)</p>  <p data-bbox="166 1860 1308 1934">※：島根3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの島根3号炉管理区域を付図1に示す。</p>	<p data-bbox="1397 197 1673 233">添付2 (管理区域図)</p> <p data-bbox="2504 264 2644 300">(従前の例)</p>  <p data-bbox="1442 1860 2585 1934">※：島根3号炉初装荷燃料を原子炉内に装荷開始するまでの島根3号炉管理区域を付図1に示す。</p>	<p data-bbox="2683 344 2792 380">変更なし</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="1258 197 1377 226">(付図1)</p> <p data-bbox="638 407 884 436">3号原子炉建物5階</p> 	<p data-bbox="2534 197 2653 226">(付図1)</p> <p data-bbox="1911 407 2157 436">3号原子炉建物5階</p> 	<p data-bbox="2683 384 2878 489">島根3号炉 原子炉建物5階管理区域の変更</p>

島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"> <u>附則（平成 年 月 日 原第号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この原子炉施設保安規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u> </p>	